第二十三条第一項中「防衛参事官、」及び「（以下「防衛参事官等」という。）」を削り、同条第三項中「及び防衛参事官等」を「、書記官及び部員」に改める。

別表第六防衛参事官の項を削り、同表書記官の項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三　内閣府設置法第十七条第五項若しくは第六十三条第一項若しくは国家行政組織法第二十一条第一項に規定する局長又はこれと同等の職にあつた者

四　内閣府設置法第十七条第五項若しくは第六十三条第一項若しくは国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長又はこれと同等の職にあつた者

（指定職俸給表の適用を受ける防衛参事官、書記官及びその他の官職並びにこれらに準ずる自衛官の官職を定める省令の一部改正）

第二条　指定職俸給表の適用を受ける防衛参事官、書記官及びその他の官職並びにこれらに準ずる自衛官の官職を定める省令（昭和三十九年総理府令第四十二号）の一部を次のように改正する。

題名中「防衛参事官、」及び「及び」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

本則各号列記以外の部分中「防衛省令で定める防衛参事官及び」及び「である防衛参事官」を削る。

本則第一号中「である防衛参事官」を削る。

本則第二号中「官房長又は局長である防衛参事官、」を削る。

○財務省告示第二百五十六号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十一年七月二十九日

財務大臣　与謝野　馨

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・五年）	第一回	百四十九億九千百一万円	百四十七億九千九百十二万五千七十二円
〃	第三回	百二十三億六千四百七十万円	百二十一億七百五十一万四千二百四十円
〃	第五回	百九十五億四千九百五十七万円	百九十一億七千四百二十万九千八十四円

（情報本部組織規則の一部改正）

第三条　情報本部組織規則（平成九年総理府令第一号）の一部を次のように改正する。

第五条中第十二号を削り、第十三号を第十二号とする。

第六条中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九　秘密の保全に関すること。

（若年定年退職者給付金に関する省令の一部改正）

第四条　若年定年退職者給付金に関する省令（平成二十一年防衛省令第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「自衛隊体育学校」を「自衛隊情報保全隊、自衛隊体育学校」に改める。

附　則

この省令は、平成二十一年八月一日から施行する。

告　示

○総務省告示第三百九十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年七月二十九日

総務大臣　佐藤　勉

一　名　　称　派遣海賊対処行動航空隊

二　国外派遣期間　平成二十二年七月二十三日まで

三　派遣人数（概数）　百五十人程度

四　派遣地域　ジブチ共和国

〃	第七回	八億八千九十万円	八億六千二百一万二千二百六十四円
〃	第九回	三億六百七十万円	三億三百七十一万七千六百九十七円
〃	第十一回	三億三百三十万円	三億八十五万二千七百十八円
〃	第十三回	二億三千四百五十二万円	二億三千四百三十一万七千百十七円
個人向け利付国庫債券（変動・十年）	第十三回	二百十七億七千二百七十九万円	二百十六億二千六百四十七万八百一円
〃	第十五回	三百六十億千二百六十九万円	三百五十七億七千六十七万四千九百九十九円
〃	第十七回	百二十億二千二百二十五万円	百十九億四千百四十五万七千四百十三円
〃	第十九回	百二十九億千六百六十万円	百二十八億二千九百七十九万六千六百三十三円
〃	第二十一回	七十五億三千四百四十九万円	七十四億八千三百八十五万八千二百八十三円
〃	第二十三回	七千八百三十五万円	七千七百九十六万七千二百十六円
〃	第二十五回	一億六千二百六十六万円	一億六千二百六十二万二千三百四十二円
合　計		千三百九十一億三千五十三万円	千三百七十六億七千四百五十九万五千八百七十九円

○農林水産省告示第九百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年七月二十九日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　兵庫県朝来市岩津字栗尾二の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字栗尾二の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年七月二十九日

農林水産大臣　石破　茂